筑前町高齢者等配食サービス事業業務委託仕様書

１．委託業務名

筑前町高齢者等配食サービス事業業務委託

２．目的

　　この業務は、調理の困難な高齢者等に対して、居宅を訪問し栄養バランスのとれた食事を提供し、併せて安否の確認を行うことを目的とする。

３．実施場所

　　町内全域

４．委託期間

　　令和４年10月１日から令和５年３月31日まで

５．業務内容

　　（１）献立作成業務

①　当該技能を十分に有する者による、バランスのとれた献立を作成すること。

②　献立のサイクルは飽きの来ない程度のものとする。

③　「福岡県配食サービス栄養管理ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という）に沿った高齢者食事摂取基準等を活用した献立を作成すること。

　　（２）調理業務

①　関係法令等に基づき、食品の安全、作業の衛生管理に留意し、専門の調理員が調理を行うこと。

　　　　②　主食の一口大サイズ及び二度炊き等は無料で対応すること。

③　副食のみの対応が可能であること。

④　昼食・夕食はそれぞれ調理し、温かい状態（適温状態）で提供できるようにすること。回収型容器を使用するとともに、容器は受託者が準備すること。

⑤　その他、調理に関する業務

（３）配達業務

　　①　月曜日から日曜日まで毎日の提供とする。

　　　　ただし、12/31～1/3までは原則休みとする。（なお、事業所において対応可能

　　　　な場合を除く）

　②　配食は利用者の要望に応じ、毎日昼夕の最大２食行うこと。

　③　利用者へのお弁当の宅配、容器の回収を行うこと。

　　　　④　利用者への配達は、調理完了後概ね２時間以内に利用者宅へ配送するものとする。

　　　　⑤　配食のキャンセル等の変更は、原則前日17時まで対応すること。

（４）利用料の集金業務

　　①　受託者の責任において、適切に利用者から徴収するものとする。

　　②　料金の徴収時期、回数、徴収方法は問わない。

　　③　町への納入

（５）利用者の安否確認業務

　　①　本事業の目的から、原則配食弁当は本人への手渡しとする。

②　訪問時に、利用者に緊急を要する事態及び事故が発生していること、または発生の恐れのあることを確認した場合は、速やかに緊急連絡先等へ報告しなければならない。

（６）サービス調整会議への参加

月に一度福祉課で行うサービス調整会議へ参加し、事業内容の報告等を行うこと。

６．1食あたりの金額

　　普通食１食あたり税込６００円以内とする。

　　なお、配達や見守り等に係る経費を含むものとする。

７．利用者負担

　　利用者は食材料費及び調理費相当分として、普通食４００円、おかずのみ３５０円を

負担する。

　　なお、利用対象者は非課税世帯の者とする。

　　利用者が上記以外の特別食を希望する場合は、差額は実費負担とする。

利用者負担については受託者が徴収し、町に納入するものとする。

８．委託料

委託料は、当該翌月の支払いとし、受託者は事業実施後翌月１０日までに実施報告書及び請求書を町に提出しなければならない。

９．再委託の禁止

受託者は、第三者に委託業務の一部または全部を再委託し、または請け負わせてはならない。

10．苦情処理

受託者は、委託業務に関する利用者及びその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な体制を整備しなければならない。

11．業務の実施判断

地震や大雪、警報発令などの悪天候において、業務実施が困難であると判断した場合は、町へ報告すること。また、事業中止を行う場合は、利用者へ連絡すること。

12．法令順守

　　（１）「筑前町高齢者等配食サービス事業実施要綱」及び業務委託契約に基づき、誠実かつ良心的に業務を行うこと。

　　（２）業務の実施にあたっては、食品衛生法（昭和22年法律第233号）等の関係法規を遵守しなければならない。

13．その他

（１）本業務中に事故（交通事故を含む）等があったときは速やかにその内容を報告し、事故等があった日から起算して７日以内に、書面により報告すること。

（２）契約に基づく業務を実施中に明らかに受託者の責に帰すべき事情により、事故等を発生させた場合には、受託者が賠償する責を負う。

（３）ガイドラインを参考に、栄養管理マニュアルを整えておくこと。また、配達中の衛生管理についても明記し、従事者に衛生教育を実施すること。

（４）本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて町と協議する。

【参考】令和２年度実績

年間配食数（延べ数）　　　　１３，０１４食

利用者数（令和３年３月末）　　　　　４０人